

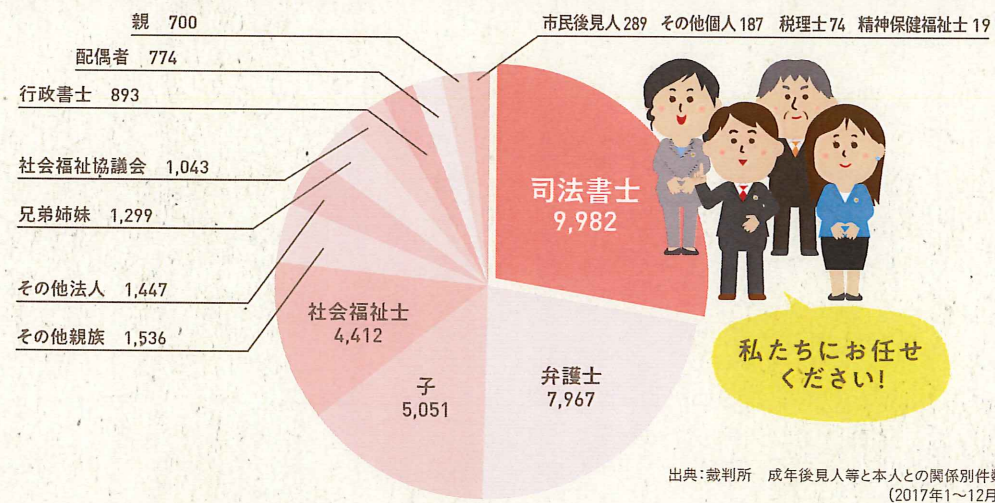
リーガルサポートとは？

「成年後見制度」を通じて、判断能力が不十分な方々の暮らしと財産を守れるよう、司法書士が中心となって設立された公益社団法人。日本全国に50の支部があります。

司法書士は親族以外の第三者の後見人として、最も多く選ばれている専門職です。

リーガルサポートでは、一定の指導や研修を行うことで「専門職後見人」を養成。会員である司法書士が後見人となった場合には厳しく監督し続け、誰もが「成年後見制度」を安心して利用できるよう努めています。

もっとも後見人に選ばれているのは司法書士です！



私たちにお任せください！

リーガルサポートの電話相談

Tel. **06-4790-5656** 土・日・祝を除く平日 13:00～16:00

〈成年後見についての質問、ご相談、お気軽にお電話ください。〉

無料の面接相談も行っています

谷町四丁目 / 大阪司法書士会館

毎週木曜

〈祝日は除く〉

13:00～16:00

〈受付〉15:30まで

予約不要

Tel. 06-6941-5351
大阪市中央区和泉町1-1-6



堺東 / 司法書士総合相談センター堺

毎週火曜

〈祝日は除く〉

13:30～16:30

〈受付〉15:45まで

完全予約制

Tel. 06-6943-6099

平日10:00～16:00に
お電話でご予約ください。

堺市堺区中瓦町2-3-29 瓦町ウエノビル4階



発行元

リーガルサポートおおさか
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6
Tel. 06-4790-5643

<http://www.legal-support-osaka.jp/> (リーガルサポートおおさか)
<https://www.legal-support.or.jp/> (公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート)

司法書士とともに

成年後見

を考える

リーガルサポート
にゅーす

legal support news

任意
後見制度
について

vol.3

ずっと
頼れる人は
いないかしら？



認知症に
なる前に

自分のコト、家のコト、お金のコト、
今のうちに考えませんか？

元気な時でも、亡くなった後でも安心！ 「任意後見制度」前後の支援例。

まだ判断能力が十分あるうちに、認知症が進んでからサポートしてくれる後見人を選んでおくのが「任意後見制度」ですが、**契約外の支援が必要となるケースも少なくありません。**
「任意後見制度」を活用する前後にも頼れるサポート例をご紹介します。

そも
そも

「任意後見制度」とは？ …「成年後見制度」のひとつです。

成年後見制度

認知症や知的障がいのある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続きや財産管理などがサポートされます。



任意後見制度

判断能力が不十分となる前に、自分で後見人と将来の契約を結ぶもの。後見人に何をしてもらうかを、あらかじめ決められます。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が後見人等を選ぶもの。後見人はご本人のかわりに法律行為を行います。

「任意後見契約」 前後の流れ（一例）

必要に応じて結べる契約には、右記のようなものがあります。ご自身の状況に合わせて検討してみましょう。

まだまだ
元気な時



見守り契約

身体がしんどく
なってきた時



財産管理等
委任契約

認知症などが
進んだ



任意後見契約
(Vol.1と2を参照)

亡くなった後



死後事務
委任契約

Check

「遺言書」について

残された親族などに自分の財産をどうしてほしいかや、自分の気持ちを伝える「遺言書」の作成も、元気なうちに進めておきたい大切な準備です。
お悩みの方はリーガルサポートへ気軽にお問い合わせください。



後見人となる予定の支援者が、依頼者の状況を把握し続ける契約です。ご本人の異変にいち早く気づくことで、適切な時期に「任意後見契約」の手続きを行えます。
交流を重ねることで信頼関係を維持するメリットもあります。

<支援内容>

- 定期的な電話連絡
- 定期的な訪問 …など



まだ認知症などが進んでいない段階から、後見人となる予定の支援者に代理権を与え、財産管理を委任するための契約です。
身体が不自由で不安な方などにおすすめです。

<支援内容>

- 権利書や通帳の管理
- 銀行との取引
- 各種費用の支払い …など



亡くなった後に行う事務を委任する契約です。ご本人の希望する内容や方法で手続きします。

<支援内容>

- 葬儀
- 永代供養
- 死亡届などの諸手続き
- 家財道具の処分
- 周囲への逝去の連絡 など



詳しくは【リーガルサポートおおさか】のHPをご覧ください。